

宙に浮く『第三者機関』

水俣病
補償

政説

水俣病補償をめぐる第三者機関の設置がまた宙に浮いた。十一日の寺本知事の帰任談で明らかになったものだが、機関の性格、設置場所など、厚生省がまだ構想を煮詰めていなかったのが大きな原因。これで二月中の機関設置は困難視されるに至った。

第三者機関構想が具体的な形で打ち出されたのは一月二十日、水俣病患者家庭互助会代表が青森厚相に陳情したさいのこと。席上、厚相は「基準はつくれないが、第三者のあつせん機関をつくって解決を図たらよいと思う。両者が望めば機関をつくる労を取ってよい」「園田前大臣や寺本知事にも相談して二月中には機関の雛形がそろそろ努力する」と約束している。

また機関の設置についても、互助会代表の話によると、青森厚相は「あくまで厚生省を中心としたものにしよう。一応、厚生省の手で通るべき」「厚生省のつくくる機関に全部まかすのか」と受け取った人もいた。元知事や大学関係者、有識者などを含めたメンバーで構成、両党よった。

互助会も会社もわかつているはず」と断言した。また、三三三、文学通りの同床異夢である。

思惑違いは機関の性格ばかりで

固まらぬ厚生省構想 二月設置、望み薄に

当惑する員
互助会

互助会の陳情に対し青森厚相は「あくまで厚生省中心で、地元知事を含める」と発言。中央設置を含みとした構想だったといわれるのに、二月十日、山本次官は寺本知事に対し「中央でも地方でもない形で設置し、厚生省からメンバーを出さない。寺本知事にも入ってもらいつもりはない」と答えたという。

これが事実なら、厚相と次官がまったく逆の構想をもち、逆の方向で動いていることになるが、それよりおかしいのは「中央に置くとか、地方に置くとか、いわぬ形で設置する」という発言だ。

「中央でもなく、地元でもない形」という裏には「厚生省が中心になり中央に第三者機関を設けることになれば、機関決定が他の公害紛争に陰に影響するので、あまりはっきりした形にしない」という思惑があるらしい。

寺本知事も「私もそういう形になるのが理解できないので、政府がせつかく決定した公害第一号なのだから、中央に第三者機関を設け、政府の責任において他の機関になるような解決をしてほしい」と要請してきた」と述べているが、この点では寺本知事の主張に「分」がある。

しかし、第三者的にみれば、仲裁機関であつて調停機関であつて、中央に設けられようとする地方に設けられようとするものではない。この点で、二つの機関であつて

「正障に被害の実態を調べ、互助会、全社の言い分を聞き、各種補償の資料をふまえて、結論を出し両者を調整してまいらぬ」といかにいっては変わりはない。

まして前回の契約が白紙であつて積み上げであつて、互助会が「白紙の立ち場を再検討」とい、会社が「前回の契約にこだわらない。再補償に応じる」といっている以上、用語上はともかく具体的な調停、仲裁にはあまり支障がない。もちろんこの場合、前回、契約が結ばれたという事実を無視することはできないし、それをふまえたうえでの解決にはなるとも当然の話である。

とにかく、厚相、次官、県知事の話の食い違いは、互助会員たちはキツキツに詰まされたような表情。山本亦田会長も「どうなっているのか」と十二日朝、水俣市役所にかつつけ、「どこで行き過ぎたのか、さっぱりわからない」と当惑顔で語っていた。

厚生省や県当局が性格とか、構成とか、いろいろいじりまわすのを見聞きしていると、両者ともにこれに積極的に取り組みたくないのではないかと勘ぐりたくもなるところである。

経済界の突き上げがあるとか、ないとか、とかくのウワサも絶えない。事務上の確認は必要などともかもしれないが、政府、県とも「一日も早く解決してもらいたい」という互助会や水俣市民の希望に沿って、第三者機関設立に全力をあげるべきであらう。「二月中設立、三月には実働」という青森厚相の約束が果たされるようでは困るのである。(藤記)